

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表山科区役所の款中「山科区役所」を「山科区役所及び伏見区役所」に改め、同款地域力推進室の項中「総務・防災課長」を「総務・防災課長 企画課長」に改め、同表右京区役所の款及び伏見区役所の款を次のように改める。

右京区役所	地域力推進室		総務・防災課長 企画課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
	区民部		市民窓口課	記録係長 窓口係長
	保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 寄り添い支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
			障害保健福祉課	障害難病支援係長
			生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長
			保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付・年金係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長 子育て支援係長	

第1条第4項中「担当課長補佐又は」を削り、同条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第2条第1項中「、担当課長補佐」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第3条第3項及び第4条中「、担当課長補佐」を削る。

第5条第5項及び第6項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)